

# 養育医療について

令和7年12月2日更新

## 1 養育医療の給付対象

未熟児(次のいずれかの症状等を有しているもの)で、医師が入院養育を必要と認めたもの

- (1) 出生時体重が2,000グラム以下のもの
- (2) 生活力が特に弱く、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

区分		症状
1	一般状況	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 運動不安・けいれん</li><li>(2) 運動異常</li></ul>
2	体温	摂氏34度以下
3	呼吸器・循環器	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 強度のチアノーゼが持続</li><li>(2) チアノーゼ発作を繰り返す</li><li>(3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向</li><li>(4) 呼吸数が毎分30以下</li><li>(5) 出血傾向が強い</li></ul>
4	消化器	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 生後24時間以上排便がない</li><li>(2) 生後48時間以上嘔吐が持続</li><li>(3) 血性吐物、血性便がある</li></ul>
5	黄疸	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 生後数時間以内に出現</li><li>(2) 異常に強い黄疸がある (症状が黄疸のみの場合は、中程度以上の黄疸とする)</li></ul>

## 2 給付内容

指定養育医療機関における次の入院医療で医療保険の適用となるもの

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護
- (5) 移送
- (6) 食事代

※保険が適用されない治療費等(例:おむつ代、ねまき代、差額室料、文書料等)については、養育医療の対象となりませんので、直接病院にお支払い下さい。

(4)、(5)については事前に板橋区へ申請し、承認の上で自己負担額をお支払いいただいた後の請求となります。

### 3 給付期間

給付の期間は、養育医療意見書に基づきます(最長、1歳のお誕生日の前々日まで)。

### 4 給付の決定

給付が決定すると、保護者あて「養育医療券」が送付されますので、指定医療機関に提示してください。入院医療費の健康保険適用後の自己負担分を板橋区が給付します。

### 5 養育医療の申請について

「養育医療給付申請書」「養育医療意見書」「世帯調書」などの書類は、区ホームページまたは、各健康福祉センターの窓口で配布しています。事前にご記入のうえ、各健康福祉センターで申請してください。

※養育医療券が届く前に、乳幼児医療証を利用して医療費を清算した場合、後から養育医療券を適用することはできません。申請が遅れてしまう場合は、病院の会計担当者に、養育医療を申請することをあらかじめ伝えておいてください。

#### 【申請に必要な書類】

1	養育医療給付申請書	保護者が申請者となります。保護者が記入してください。
2	養育医療意見書	指定養育医療機関の主治医に記入していただいてください。
3	世帯調書	保護者が世帯全員の氏名等を記入してください。 <u>※同意欄に同意者本人が署名し、「同意する」にチェックした場合は下記の住民税額を証明する書類を省略することができます。</u>
4	住民税額を証明する書類  <u>※世帯調書の同意欄に署名、「同意する」にチェックした場合は不要です。</u> <u>ただし、課税状況が確認できないときは、提出をお願いする場合があります。</u>	住民税額確認対象者  申請時点で生計を一にするもの →保護者(父と母)それぞれ対象です。その他に世帯内で収入がある方も対象となります。  次のいずれかを提出してください <ul style="list-style-type: none"><li>● 住民税課税(非課税)証明書</li><li>● 住民税額決定通知書のコピー</li></ul> 申請月により住民税額確認年度が異なります <ul style="list-style-type: none"><li>● 7月から3月に申請…申請年度のもの</li><li>● 4月から6月に申請…前年度のもの</li></ul> 扶養となっている方がいる場合  課税(非課税)証明書で扶養となっていることが確認できる方の

		分は省略できます。
5	健康保険等の写し	<p>対象のお子さま及びお子さまを扶養される方(お子さまと同じ健康保険)の以下のいずれかの写しをご提出ください。</p> <p>なお、お子さまの書類でお子さまを扶養される方(お子さまと同じ健康保険)が確認できる場合はお子さまを扶養される方(お子さまと同じ健康保険)の書類は省略可。</p> <p>・資格確認書 ・マイナポータル画面(保険証情報)を印刷したもの</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記号・番号・枝番、氏名、生年月日、資格取得年月日、被保険者氏名または世帯主氏名、本人・家族の別、保険者番号、保険者名が確認できる画面を印刷してください。</li> <li>・プリンターがご自宅にない場合は、コンビニなどのプリントサービスをご利用ください(料金自己負担)。</li> <li>・プリンターでの印刷方法は、機種により異なりますので、パソコンやスマートフォン等の説明書を、コンビニでの印刷やマイナポータルの利用方法等は、各サービス提供者にお問い合わせください。</li> </ul> </div> <p>お子さまの分がまだお手元にない場合は、お子さまを扶養される方(お子さまと同じ健康保険)の分でも可。</p>
6	個人番号が確認できる書類	<p>申請する保護者の方のマイナンバーカード、通知カード、個人番号が記載された住民票など</p> <p>※通知カードは、通知カードの氏名・住所などの記載事項が住民票と全て一致している場合のみ、使用することができます。</p> <p>※個人番号通知書は番号確認書類には使用できません。</p>
7	申請者(保護者の方)のご本人確認ができる書類	<p>申請する保護者の方の本人確認書類</p> <p>次のいずれかを提出してください</p> <p>① マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード等 ② ①以外で、氏名・生年月日・住所等確認できるもの 2 点 (例:資格確認書、年金手帳等)</p>
8	遅延理由書 ※該当者のみ提出	申請日が入院日から3ヶ月を超えている場合に必要です。
9	委任状 ※該当者のみ提出	代理人の方(住民票上同一世帯でない方)が申請される場合に必要です。

## 6 医療券交付後の手続き

医療券交付後に、転院や健康保険の変更等が生じた場合にはお手続きが必要となります。

事 項	必 要 書 類
転院する場合	① 養育医療給付申請書 ② 養育医療意見書(転院後の主治医が記入) ③ 追加意見書(転院前の主治医が記入) ④ 旧医療券(申請時点で使用中の場合は省略可)
板橋区内で転居した場合	① 変更届 ② 旧医療券(申請時点で使用中の場合は省略可)
健康保険等を変更した場合	① 変更届 ② 旧医療券(申請時点で使用中の場合は省略可) ③ 健康保険等の写し ※上記【申請に必要な書類】5を参照してください。
医療券を紛失した場合	再交付申請書
他自治体から転入した場合	① 養育医療給付申請書 ② 養育医療意見書(医療機関に変更がない場合は、転入前の自治体に提出した意見書の写しで可) ③ 世帯調書 ④ 旧医療券の写し(転入前の自治体で発行されたもの) ⑤ 健康保険等の写し ※上記【申請に必要な書類】5を参照してください。 ⑥ 住民税額を証明する書類 ※上記【申請に必要な書類】4を参照してください。
養育医療を継続する場合	① 継続協議書 ② 継続意見書 ③ 世帯調書 ④ 住民税額を証明する書類(前回申請時と同一の場合は省略可) ⑤ 旧医療券(申請時点で使用中の場合は省略可) ⑥ 遅延理由書(申請日が入院日から3ヶ月を超えている場合に必要)
移送(看護)費を請求する場合	① 移送(看護)承認申請書 ② 医療保険において移送の承認をした証明書の原本 (写しは不可)

書類の提出窓口

板橋健康福祉センター	TEL 3579-2333	〒173-0014 板橋区大山東町32-15
上板橋健康福祉センター	TEL 3937-1041	〒174-0075 板橋区桜川3-18-6
赤塚健康福祉センター	TEL 3979-0511	〒175-0092 板橋区赤塚1-10-13
志村健康福祉センター	TEL 3969-3836	〒174-0046 板橋区蓮根2-5-5
高島平健康福祉センター	TEL 3938-8621	〒175-0082 板橋区高島平3-13-28

養育医療についての問合せ先

健康生きがい部健康推進課母子保健係 TEL 3579-2313